
令和8年度福岡県福祉サービス第三者評価事業

評価調査者養成研修 開催要綱

1 目的

本研修は、福岡県福祉サービス第三者評価事業の評価調査者として業務を行うために必要な第三者評価事業の基本的な知識、評価基準に対する理解、評価の際の着眼点や留意事項などの習得を目的に開催します。

2 主催

福岡県福祉サービス第三者評価推進機構（以下、「県推進機構」という。）
（社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会）

3 開催日時

ア 1日目	7月16日（木）	10時～16時30分
イ 2日目	7月17日（金）	10時～17時
ウ 3日目	7月29日（水）	9時～17時30分
エ 4日目	8月5日（水）	10時～15時
オ 5日目	8月6日（木）	10時～16時

※別紙「令和8年度福岡県福祉サービス第三者評価事業 評価調査者養成研修カリキュラム」のとおり

4 会場

(1) 1日目：講義・演習

クローバープラザ 西棟5階 502研修室（春日市原町3-1-7）

(2) 2～3日目及び5日目：講義・演習

クローバープラザ 西棟5階 504研修室（春日市原町3-1-7）

(3) 4日目：施設実習

社会福祉法人 井筒会 小郡中央保育園（小郡市小郡76）

5 受講対象者

福岡県福祉サービス第三者評価機関認証要綱（以下「認証要綱」という。）別表1に規定する評価調査者としての要件を満たしている以下の者。

- (1) 県推進機構が認証した福祉サービス第三者評価機関（以下「評価機関」という。）に所属し推薦を受けた者。
- (2) 福岡県の評価機関として認証を受けようとする法人（以下「申請法人」という。）が県推進機構に提出した第三者評価機関認証申請書に添付された「評価調査者（予定者）名簿」に記載されている者。
- (3) 既に養成研修を受講しており、過去3年以内の評価実績または同行のみの件数が2件以下の者。ただし、受講は1日目及び2日目の受講に限る。

6 定 員

12名

7 受講料

無 料

8 申込方法

- (1) 各評価機関及び申請法人で取りまとめの上、「受講申込書」に証明書等の必要書類を添付し、6月12日(金)必着で下記事務局あてメールでお申込みください。
※申請法人は、本研修受講申込みまでに評価機関の認証に係る申請書を提出してください。
- (2) 認証要綱別表1を確認のうえ、「a 組織運営系受講者用」または「b 福祉系受講者用」受講申込書を提出してください。
なお、a 組織運営系及びb 福祉系の両方に該当する場合は、それぞれに記載してください。証明書等はそれぞれ当該分の添付が必要です。
- (3) 上記5（3）に該当する場合は、証明書等添付の必要はありません。

9 受講者の決定

- (1) 定員を超える申込みがあった場合は、受講申込書に記載の推薦順位等に基づき調整し、受講をお断りすることもありますので予め御了承ください。
- (2) 受講の可否については、各評価機関・申請法人あて結果をお知らせします。

10 修了者について

- (1) 本研修修了者については、県推進機構事務局である福岡県社会福祉協議会長名で修了証書を交付します。ただし、評価調査者として登録済みの修了者には交付しません。

- (2) 研修修了者名は、研修修了者名簿で県推進機構が管理します。
- (3) 研修修了者は、評価調査者登録申請書を提出後、評価調査者登録名簿に登録されます。

- (4) 申請法人に所属する本研修修了者については、上記(1)～(3)を評価機関として認証後に行います。

11 評価調査者の登録について

- (1) 評価調査者登録名簿（以下「登録名簿」という。）に登録された者を、福岡県福祉サービス第三者評価事業の評価調査者とし、県推進機構が管理します。
- (2) 登録名簿の登録者には「評価調査者登録証明書」（携帯用）を交付します。

12 個人情報の取扱いについて

受講申込書等に記載された個人情報は、本研修事業及び福岡県福祉サービス第三者評価事業運営管理の目的のみに利用します。

13 受講申込み・問い合わせ先

福岡県福祉サービス第三者評価推進機構 事務局

社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会

地域福祉部 権利擁護センター 担当 合原

〒816-0804 福岡県春日市原町3-1-7 クローバープラザ西棟6階

TEL：092-584-3610 / FAX：092-584-3790

Email：k-yougo@fuku-shakyo.jp